

7 板 政 経 第 36 号
令 和 7 年 9 月 2 日
政 策 経 営 部 経 営 改 革 推 進 課
政 策 経 営 部 財 政 課
総 務 部 人 事 課

教 育 長 様
各 部 長 様

副 区 長 尾 科 善 彦
(公印省略)

令和8年度における予算・組織・職員定数に関する基本方針について(依命通達)

我が国の景気は、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、海外の通商政策や物価高など社会経済情勢や金融資本市場の変動の影響により景気が下押しされるリスクがあるため、引き続き注意する必要がある。

区財政においては、一人当たり平均税額の堅調な推移及び納税義務者数の伸び等により、特別区税の増加が続くものの、都区財政調整交付金は景気変動の影響を受けやすく、国の不合理な税制改正の恒常化の影響を踏まえると、状況を慎重に注視していくことを怠ることはできない。

令和8年度は、現在策定を進めている新たな基本構想における基本計画の初年度であり、区の将来像の実現に向けた成長と発展の礎を築くべく、新たなNo.1プランに基づく施策展開を推し進めていく必要がある。加えて、老朽化が進む公共施設の更新需要や、駅周辺のまちづくり等の区政に課せられた中長期的な課題に対応するとともに、区民生活や地域経済に影響する今日的課題に対しても柔軟性とスピード感をもって対応していかなければならない。

一方、既に周知のとおり、少子化に伴う全国的な生産年齢人口の減少等により、人材確保は深刻な状況となっている。区が今後も安定した区民サービスを提供していくためには、人材の育成を進めながら、限られた人員で最大の効果を発揮できる体制を整えることが求められている。

については、各部の組織連携はもとより、職員一人ひとりがそれぞれの事務事業について、効果や効率性を客観的な視点で見極め、業務改善に取り組むとともに、前例に捉われない創意と工夫による業務形態の抜本的な見直しに加え、AIをはじめとしたデジタル技術の活用による行政サービスの質の向上や、働きやすい職場環境の充実を図っていくことが必要不可欠である。

以上を基本的な考え方として念頭に置き、下記の方針のもと、令和8年度に向けて、予算編成、組織改正、職員の定数管理に取り組まれない。

この旨、命により通達する。

なお、予算、組織改正、職員定数の査定にあたっては、戦略的な経営の視点を踏まえて、厳正に対処するので、この点申し添える。

記

1 予算編成について

予算編成にあたっては、以下の方針によりの確に経費を見積もること。

- (1) 新たな「板橋区基本計画」において定める「9つの基本政策」の実現に向けた事業を、縦割り意識を排し、組織横断・戦略的に進められる予算を計上すること。
- (2) すべての施策及びその執行体制について、事後検証を強化し、制度や事務事業の根本に立ち返り、必要性や有益性等を再確認の上、必要な見直し・再構築を確実に行うこと。
- (3) 限られた財源を有効に活用するため、最少の経費で最大の効果を挙げるという視点で、民間の発想に基づく様々な手法を取り入れるなど、今まで以上に創意工夫を凝らし、引き続きコストの縮減を図るとともに、財務諸表のほか、規模や単価等の積算根拠など、執行状況の徹底した分析、検証を行い、事業評価や実績を踏まえ、予算計上すること。
- (4) 新規事業及び拡大事業については、区政の重要課題への集中的な対応が図られることはもとより、区民ニーズを踏まえ、事業の必要性を十分に検討するとともに、スクラップ・アンド・ビルドの観点から、既存事業の見直しを徹底し、後年度の負担を明らかにしたうえで、予算計上すること。
- (5) 区税などの自主財源については、経済情勢の推移や税制改正の動向等を的確に把握したうえで見積もるとともに、行政財産の貸付、広告収入などの税外収入の確保についても、積極的に取り組むこと。
- (6) 国庫支出金などの特定財源が見込めるものは漏れなく確保しつつ、区税や国民健康保険料などの各種歳入金については、徴収計画に基づく目標収入額を適切に定め、収入の確保と収入率の向上に向けた取組を強化するとともに、収入未済及び貸付金の償還未済についても、負担の公平性の原則や、納税者である区民の目線に立ち、その解消に向けて全力で取り組むこと。

2 組織改正及び事務改善について

組織改正及び事務改善については、以下の点を十分に踏まえ対処すること。

- (1) 新たなNo.1プランを着実に推進するため、短期的、対処的な視点だけではなく将来を見据えた実効的な組織体制を構築すること。組織の役割や最終的な組織イメージを明確にしたうえで、必要性や効果等を十分に精査しつつ、組織の肥大化を防ぎ、効率的な実行体制を構築すること。
- (2) 各所属における業務・運営上の課題に対しては、要因を的確に把握し、部全体において、業務体制の見直しや連携強化などの業務改善による解決策を優先的に検討すること。
- (3) 限りある経営資源を最大限有効に活用しながら新たな区民ニーズに对应していくため、業務の抜本的な見直しを行うこと。また、各事業の効果を検証し、事業自体の休止・廃止・縮小も含めた不断の業務改善、変革に努めること。

3 職員定数管理について

職員定数の適正化にあたっては、以下の点を十分に踏まえ対処すること。

- (1) 新たな「板橋区基本計画」を実現していくためには、限られた職員数で変化する行政需要に的確に対応する必要がある。そのため、柔軟かつ機動的な組織マネジメントと業務執行体制の構築が不可欠であり、業務の優先度を踏まえた職員定数の見直し・適正化を図ること。
- (2) 新規事業や業務を展開する際は、既存業務の見直しや統廃合を基本とし、職員が直接担うべき業務を見極め、職員配置は熟慮のうえ最適化に努めること。「選択と集中」の視点に基づき、各部にて職員定数の振替による対応に取り組むこと。
- (3) 多様な働き方や雇用の流動化が加速度的に進展するとともに、生産年齢人口が減少するなか、人材確保が一層困難な状況を踏まえ、誰もがその能力を高められ、持てる力を最大限に発揮できる職場環境の整備を進め、質の高い行政サービスの実現を図ること。